

掛 川 市 公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項の規定に基づく地籍調査を行ったので、同法第17条第1項の規定によりその結果に基づいて作成された地図及び簿冊を下記1のとおり一般の閲覧に供する。

なお、当該地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、下記2によりその旨を申し出ることができる。

平成25年9月10日

掛川市長 松 井 三 郎

記

1 地図及び簿冊の閲覧

(1) 対象の土地

掛川市大字上内田及び板沢の一部

(2) 閲覧に供する地図及び簿冊

地籍図（平成22年2月測量）及び地籍簿（平成25年2月6日現在）

(3) 閲覧場所

掛川市役所総務部管財課

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階

(4) 閲覧期間

平成25年9月11日（水）から平成25年9月30日（月）まで

(5) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

2 誤り等の申出

(1) 申出期間

閲覧期間と同じ。

(2) 申出方法等

書面による（印章を持参すること。なお、申出書用紙は、閲覧場所にて交付する。）